

京都SDGsパートナー制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、SDGsに積極的に取り組む事業者等を後押しする「京都SDGsパートナー制度」の実施に関し、必要な事項を定めることで、事業者等が、自らの活動とSDGsとの関連性を認識し、SDGsの達成に向けた具体的な取組を推進することにより、SDGsの普及を促進するとともに、新たな価値の創造を促し、その取組の「見える化」による地域の自律的好循環(※)の形成につなげ、京都の地域特性を生かした持続可能な社会を目指し、SDGsの取組を原動力とした地方創生を実現することを目的とする。

(※) 自律的好循環…企業、地域、地方公共団体、地域金融機関等の多様なステークホルダーが連携し、地域課題の解決に向け、キャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に再投資すること。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域事業者等 企業、団体(NPO、学校、商店街等)、個人事業主をいう、
- (2) 宣言・実践事業者等 第5条第1項の規定により、京都SDGsパートナー事業者等として京都超SDGsコンソーシアムに登録された事業者等をいう。

(対象)

第3条 京都SDGsパートナー制度の登録の対象は、次に掲げる全ての要件に該当する事業者等とする。

- (1) SDGsに取り組む意欲があり、チェックリストで今後のSDGsの取組を設定できること。
- (2) 市税等租税公課の滞納がないこと。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- (4) その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

(登録の申請)

第4条 前条の登録(以下「登録」という。)を受けようとする事業者等は、次に掲げる事項の申請フォームへの入力、及び次のデータの提出によって京都超SDGsコンソーシアムに申請するものとする。

必要事項

- (1) 事業者等の情報(企業・団体名、郵便番号、所在地、電話番号、事業形態、業種、職員・従業員数、事業概要、ホームページURL、担当者氏名・所属等、情報共有への同意、登録要件の適否)
- (2) 2030年のSDGs達成に向けた目指す姿と運営・事業方針
- (3) SDGsに関する重点的な取組
- (4) 文化や地域活動に関する重点的な取組
- (5) パートナーシップ
- (6) 記載した取組に係る誓約、「2050京からCO2ゼロ条例」の理念への賛同

必要なデータ

- (1) SDGs達成に向けた取組チェックリスト（様式）
- (2) その他京都超SDGsコンソーシアムが必要と認める書類

（登録の実施）

第5条 京都超SDGsコンソーシアムは、前条の規定による申請があった場合において、第3条各号の全ての要件に該当すると認めるときは、当該申請をした事業者等を京都SDGsパートナー事業者等として登録し、登録証を交付するものとする。

2 京都超SDGsコンソーシアムは、登録をしたときは、当該宣言・実践事業者等に対し、ホームページにおいて、取組内容を公表するよう促すとともに、当該宣言・実践事業者等の名称等を京都市ホームページにおいて公表するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、登録の日から2年間とする。

（登録の更新）

第7条 宣言・実践事業者等は、前条の登録の有効期間が満了する場合において、登録を行ったSDGsに関する重点的な取組に係る進捗状況により、それまでの取組実績と今後の取組について更新フォームで届け出ることにより、登録を更新することができる。

なお、更新後の有効期間は無期限とする。

2 前項の登録の更新手続きについては、第4条の規定を準用する。

（登録内容の変更）

第8条 宣言・実践事業者等は、登録内容に変更がある場合は、変更フォームにより速やかにその旨を京都超SDGsコンソーシアムに届け出なければならない。

（登録の辞退）

第9条 宣言・実践事業者等は、登録の辞退について、京都超SDGsコンソーシアムに申し出ることができる。

2 前項の登録の辞退をしようとする場合は、辞退フォームにより、京都超SDGsコンソーシアムに届け出なければならない。

（登録の取消し）

第10条 京都超SDGsコンソーシアムは、宣言・実践事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により登録したと認める場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) SDGsの達成に資する活動について、実態がないと認める場合
- (4) その他、宣言・実践事業者等として適当でないと認める場合

2 京都超SDGsコンソーシアムは、前項の規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けた

事業者等に対し、通知するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、京都超SDGsコンソーシアム 京都SDGsパートナー制度事務局（担当：京都市総合企画局総合政策室）において所掌する。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は京都超SDGsコンソーシアムが定める。

附 則

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。